

## 審査基準整理票

処 分 名	結核にかかっている児童に対する療育の給付の決定		
根拠法令名	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	（条項）第20条第1項	
基準法令名		（条項）	
所管 部 署	こども未来部こども総合支援局母子保健課 管理助成係		
標準処理期間	15日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【結核にかかっている児童に対する療育の給付について（令和5年6月16日こ成母第79号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛こども家庭庁成育局長通知）】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[結核にかかっている児童に対する療育の給付の決定に係る審査基準]</p> <p>結核にかかっている児童に対する療育の給付の決定に係る審査基準は、結核にかかっている児童に対する療育の給付について第1の2および3に定めるとおりとする。</p> <p>結核にかかっている児童に対する療育の給付について（抄）</p> <p>第1 一般事項</p> <p>2 対象</p> <p>給付の対象となる児童の選定については、結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めた者について行うものとする。</p> <p>3 給付の種類</p> <p>(1) 療育の給付は、本制度の性格上、児童が入院した場合に限って行われ、通院治療の給付は行われないこと。</p> <p>(2) 医療に係る療育の給付（以下「医療給付」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第20第4項に規定されているとおりであり、すべて指定療育機関に委託して行われるものであること。</p> <p>(3) 医療給付は、原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合は、この治療を給付の対象として差し支えないこと。 なお、療育の給付の対象となった児童で、将来機能障害を残すおそれの多いものについては、適時に適切な理学療法等を行うよう考慮し、症状が固定し、身体に機能障害が残ったため長期の機能訓練、職能訓練を必要と認めた場合には、症状に応じて、肢体不自由児施設入所等の措置をとること。</p> <p>(4) 学習に必要な物品（以下「学習用品」という。）の範囲は、直接学校で使用される教科書、ノート等通常の学習用品のほか、これに伴う予習、復習に必要なものも含まれるものであ</p>			

ること。

- (5) 療養生活に必要な物品（以下「日用品」という。）の範囲は児童の生活指導に必要な月刊雑誌、こども新聞、教養図書、手工（芸）材料、玩具等のほか必要に応じて身の回り品、下着等を含むものであること。

#### 参 考

[根拠法令] 児童福祉法

第二十条 都道府県は、結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。

2 療育の給付は、医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給とする。

3 前項の医療は、次に掲げる給付とする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五 移送

4 第二項の医療に係る療育の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院（以下「指定療育機関」という。）に委託して行うものとする。

5 都道府県知事は、病院の開設者の同意を得て、第二項の医療を担当させる機関を指定する。

6 前項の指定は、政令で定める基準に適合する病院について行うものとする。

7 指定療育機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

8 都道府県知事は、指定療育機関が第六項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、次条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項の医療を担当させるについて著しく不相当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。